

富山高岡広域都市計画地区計画の変更（高岡市決定）

都市計画池田地区地区計画を次のように変更する。

名 称	池田地区地区計画	
位 置	高岡市池田、柴野内島、柴野内島字菅田、柴野内島字中島田の各一部	
面 積	約4.6ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、市南西部の能越自動車道高岡インターチェンジ南側約500mに位置した交通利便性に優れた地区である。</p> <p>広域交通網の有効活用の観点から、高速道路インターチェンジの近傍である当地区において、工業・流通業務施設の集積を主体とした計画的な土地利用を図ることとしている。</p> <p>このため、地区計画を定めることにより、用途混在による環境悪化を防止し、工業・流通業務地区としてふさわしい土地利用の規制、誘導の実現を目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	当地区は、工業・流通業務施設を主体とした土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	地区施設については、道路の適正な配置に努めるとともに、周辺環境に配慮しながら地区の安全性の確保及び利便性の向上に努める。
	建築物等の整備方針	建築物の用途の混在による産業環境の悪化を防ぐため、建築物等の用途の制限を定める。

地区整備計画	建築物等に関すること	地区の区分	地区の名称	池田地区
			地区の面積	約4.6ha
		建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(イ)項第一号から第三号に掲げるもの。(ただし、社宅は除く。)</p> <p>(2) 建築基準法別表第二(ホ)項第二号に掲げるもの。</p> <p>(3) 建築基準法別表第二(ワ)項第六号に掲げるもの。</p>	

「区域は計画図表示のとおり」

#### 理由

建築基準法の条項を引用し、「建築物等の用途の制限」を定めている本地区計画について、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行に伴い改正された建築基準法（平成30年4月1日施行）との整合を図るため、変更するものである。